

境港市下水道料金等審議会条例

平成元年7月1日
条例第20号

改正 平成2年6月30日条例第15号 平成9年12月19日条例第26号
平成12年3月30日条例第1号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、公共下水道使用料金及び公共下水道受益者負担金の額（以下「料金等」という。）について審議するため、境港市下水道料金等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、料金等に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該料金等について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、境港市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度市長が委嘱する。

3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔平成12年条例1号〕

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、下水道課において処理する。

一部改正〔平成2年条例15号・9年26号〕

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年6月30日条例第15号）

この条例は、平成2年7月1日から施行する。

附 則（平成9年12月19日条例第26号）

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。